

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	松江市

松江市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	松江市産業経済部農林基盤整備課
所在地	島根県松江市末次町 86 番地
電話番号	0852-55-5243
FAX 番号	0852-55-5246
メールアドレス	nourin@city.matsue.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンジカ③ヌートリア④ハクビシン ⑤アライグマ⑥アナグマ⑦その他の獣類 ⑧カラス⑨サギ⑩その他の鳥類 ⑪ツキノワグマ⑫ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県松江市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稲、野菜、果樹	水稲：13,572千円・954a
②ニホンジカ	水稲、果樹、造林木	—
③ヌートリア	水稲、野菜、芋類	野菜：83千円・1a
④ハクビシン	野菜、果樹	—
⑤アライグマ	野菜、果樹	—
⑥アナグマ	野菜、果樹	野菜：108千円・2a
⑦その他の獣類	野菜、果樹	—
⑧カラス	野菜、果樹	—
⑨サギ	水稲、魚類	—
⑩その他の鳥類	野菜、果樹、魚類	—
⑪ツキノワグマ	果実、養蜂	—
⑫ニホンザル	野菜、果樹	—

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>市内全域に生息し、被害も全域で確認されている。</p> <p>年間を通して出没し、水稲を中心として農作物への食害や耕作地、水田でのぬたうち、畦畔の掘り起こしなど被害が発生している。また、近年は住宅地での目撃、被害が発生している。</p> <p>捕獲頭数は令和5年度に1,586頭と過去最高の頭数となり、翌年度も1,000頭を超える捕獲となっている。</p> <p>被害が後を絶たない状況であり、鳥獣による被害全体の大部分を占めている。</p>

②ニホンジカ

平成 29 年度までは捕獲頭数が 20 頭未満であったが、令和 5 年度は 74 頭、令和 6 年度は 73 頭と増加している。市内全域の山間部で生息しているが、主な生息域は島根半島の湖北地区である。現在、目立った被害報告はないが、今後、造林地におけるヒノキ等への皮剥ぎや角擦り被害の発生が懸念される。

③ヌートリア

宍道湖、中海や堀川周辺の水辺に近い場所で生息しているが、近年は水路や側溝を利用し、ため池を棲みかにするなど市内全域に生息しており、水稲や野菜等の農作物被害が発生している。

④ハクビシン

令和元年度以降、目撃や死亡個体が確認されている。目撃情報は年に数回程度だが、住居への侵入や果樹への被害発生が懸念される。

⑤アライグマ

近年は被害や目撃情報はないが、過去には市内でも生息が確認されており、今後、生息数が増加し、農作物や果実への被害、住宅への侵入が発生する恐れがある。

⑥アナグマ

スイカ等の果樹や野菜の食害、住居侵入、糞による生活環境被害が発生している。

⑦その他の獣類（タヌキ、イタチ等）

農作物への被害報告はないが、果樹や野菜の食害や、住居侵入、糞による生活環境被害が発生している。

⑧カラス、⑨サギ、⑩その他の鳥類

令和 4 年度以降農作物への被害報告はないが、野菜等への被害が懸念される。また、ツバメ、ハト等の糞による生活環境への影響が報告されている。

⑪ツキノワグマ

近年、市内南部での目撃が報告されている。現状では、農作物被害の報告はないが、人身事故や農作物等への被害が懸念されている。

⑫ニホンザル

群れからはぐれた個体が毎年、市内各所で目撃されている。農作物被

害の報告はないが、市街地の住宅密集地でも出没しており、人身事故や農作物等への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	13,763 千円	9,634 千円

(獣種別目標)

鳥獣の種類	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
①イノシシ	13,572 千円	9,500 千円
②ニホンジカ	—	—
③ヌートリア	83 千円	58 千円
④ハクビシン	—	—
⑤アライグマ	—	—
⑥アナグマ	108 千円	76 千円
⑦その他の獣類	—	—
⑧カラス	—	—
⑨サギ	—	—
⑩その他の鳥類	—	—
⑪ツキノワグマ	—	—
⑫ニホンザル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【駆除体制の整備】</p> <p>① 松江市猟友会の推薦する者で構成される有害鳥獣捕獲班を組織し、有害鳥獣捕獲を行う。また、住民からの捕獲要請に対しては、松江市鳥獣被害対策実施隊が対応する。</p> <p>② 捕獲班員に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した捕獲活動経費の助成とは別に、市の財源で助成金を支払うことで、捕獲意欲の向上を図る。</p>	<p>【駆除体制の整備】</p> <p>駆除班の人数は増加傾向にあるが、多くの班員は高齢で、新たな人材の確保が必要である。また、住民からの捕獲要請の対応が増加しており、実施隊も対応に苦慮している。</p>

	<p>【人材確保と育成】</p> <p>③ 新たに捕獲班に加入した班員に対し、狩猟免許の取得経費を助成する。</p> <p>④ 新人捕獲人に対し、協議会が研修を行い、スキルアップを図る。</p> <p>【捕獲機材の購入】</p> <p>⑤ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、中型捕獲機を購入し、各地域に配置する。</p> <p>【小型獣類への対応】</p> <p>⑥ 被害農家等に有害鳥獣の捕獲を許可し、小型の箱わなを貸し出し駆除を行ってもらう。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】</p> <p>⑦ 捕獲した大半の個体は現地において適切に埋設処理を行う。</p>	<p>【人材確保と育成】</p> <p>経験や技術のあるベテランが高齢になっており、更なる班員の確保と人材育成が必要である。</p> <p>【捕獲機材の購入】</p> <p>協議会が所有する捕獲機材の数に限りがあり、また老朽化した機材は更新の必要がある。住民の捕獲要請も増加しており、捕獲活動に支障がないよう年次的に数量を確保していく必要がある。</p> <p>【小型獣類への対応】</p> <p>捕獲活動だけでなく、防護柵の設置、誘因物の撤去等の防護対策の意識を啓発し、より効果的な被害対策の普及が必要。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】</p> <p>埋設には土地の確保、時間、労力等の負担がかかっている。食肉利用など有効活用を図れるよう、ジビエ普及の取組み、関係団体の体制強化を図る必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【防護柵の設置】</p> <p>① 農作物被害を未然に防止するため、農業者等が設置する防護柵、電気柵、網等に対する市助成制度（購入額の1/2を補助）を実施。令和7年度に助成額上限を見直した。</p>	<p>【防護柵の設置】</p> <p>設置後も被害が止まない事例があり、正しい設置方法、管理方法を知ってもらう必要がある。</p>

	② 鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した、広域防護柵の設置を推進する。	更なる広域防護柵の推進には、地域ぐるみでの取り組みの重要性を周知する必要がある。
生息環境管理その他の取組	【環境整備】 ① 地域研修会において、環境整備・放置果樹、野菜クズ、生ごみの除去等鳥獣を寄せ付けない環境作りを指導する。	【環境整備】 野生鳥獣に関する正しい知識が不足しているため、被害対策が十分でない場合があり、引き続き地域に合った対策など正しい知識を研修会などで周知し、働きかけを行う。

(5) 今後の取組方針

<p>① 島根県の特定鳥獣管理計画に基づき、イノシシ、ニホンジカの捕獲を捕獲班が実施し、捕獲班員に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した捕獲活動経費の助成金、シカ適正管理対策委託事業（県単）を利用した捕獲奨励金とは別に、市の財源で助成金を支払うことで、捕獲意欲の向上を図る。</p> <p>② 捕獲班員数の増加につながる狩猟免許取得に関する補助金を継続し、担い手確保・育成策を推進する。</p> <p>③ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、中型捕獲機を購入し、各地域に配置することで、住居や農地周辺での捕獲を図る。</p> <p>④ ヌートリア、アナグマ、タヌキ、イタチ等については、被害者に対し捕獲許可証を発行、小型の箱わなを貸し出すことで被害の発生を防ぐ。また、この制度の周知を図り、捕獲活動を推進する。</p> <p>⑤ 捕獲鳥獣の埋設には土地の確保、時間、労力等の負担がかかっており、食肉利用など有効活用が図れるよう、ジビエ普及の取組み、関係団体の体制強化を図る必要がある。また、負担減を図るため新たな処理方法の研究を行い、鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した施設の設置を検討する。</p> <p>⑥ 防護柵について、市単独で行っている個人向けの支援を引き続き実施するとともに、鳥獣被害防止対策協議会と連携して、鳥獣被害防止総合対策交付金を利用した広域的防護柵の設置に力を入れていく。</p> <p>⑦ 地域住民を対象とした研修会の開催やリーフレットの配布を行い、有害鳥獣に関する情報提供や、鳥獣を寄せ付けない環境整備、防護柵等によ</p>

- る有効な対策、捕獲の担い手確保に関する啓発活動を行う。
- ⑧ イノシシ、ニホンジカの被害を減少するために、鳥獣被害防止総合対策交付金利用した放任果樹伐採による環境整備を検討する。
 - ⑨ 被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 化等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。
 - ⑩ ツキノワグマについては、全国的に生活圏内での目撃、捕獲報告が増えていることから、放置果樹、野菜クズ、生ごみなどの誘因物の除去、集落周辺的环境整備等の寄せ付けない環境作りに関する啓発活動を行う。また、生活環境に入り込んだ個体については、追い払い、緊急銃猟などにより人的被害、農林産物被害の発生を防ぐ。
 - ⑪ 本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策等を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・松江市猟友会の推薦する者で構成する有害鳥獣捕獲班が対象鳥獣の捕獲を実施する。
- ・住民からの捕獲要請等があった場合、イノシシ、ニホンジカなどは松江市鳥獣被害対策実施隊が対応、アナグマ等の小型獣類は小型の箱わなを貸し出し、住民自ら捕獲従事者となって駆除を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～10年度	①イノシシ、 ②ニホンジカ	<p>狩猟免許取得を促進するため、鳥根県市町村振興協会の地域課題解決のための公的資格取得支援事業を利用し、新たに捕獲員となった者に対し、狩猟免許取得に要した一部の経費の全額を助成し、捕獲班の人材確保を図る。</p> <p>大型獣の捕獲に用いられる散弾銃（スラッグ弾）やライフル銃の射撃練習に対し、有害鳥獣被害対策補助金を利用して支援を行うことで、有害鳥獣対策の捕獲の担い手の確保・育成を図る。</p> <p>専門的知識を有する鳥獣被害対策実施隊と連携し、新規捕獲員等を対象に指導、研修を行い、捕獲班員の確保・育成を推進する。</p>

		中型捕獲機の設置、貸し出しを推進する。(イノシシ)
令和8年度～10年度	③ヌートリア、④ハクビシン、⑤アライグマ、⑥アナグマ、⑦その他の獣類	住民への小型の箱わなを貸し出し時に、防除と捕獲を一体とした効果的な取り組みについて指導し、鳥獣被害対策実施隊の指導により技術の向上を図る。
令和8年度～10年度	⑧カラス、⑨サギ、⑩その他の鳥類、⑫ニホンザル	農業者等が自ら追い払い等を実施し、特に必要がある場合は捕獲員および鳥獣被害対策実施隊等による追い払い、捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産物への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないように捕獲計画を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
②ニホンジカ	75頭	75頭	75頭
③ヌートリア	50頭	50頭	50頭
④ハクビシン、 ⑤アライグマ	各1頭	各1頭	各1頭
⑥アナグマ	220頭	220頭	220頭
⑦その他の獣類	10頭	10頭	10頭
⑧カラス、⑨サギ、⑩その他の鳥類	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
イノシシとニホンジカは銃器・わな(箱わな、くくりわな)、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、その他の獣類についてはわな(箱

わな、くくりわな)を用いて、有害鳥獣捕獲班による捕獲を行う。
 捕獲実施予定時期は、原則として猟期を除く期間とする。
 捕獲予定場所は、農業者等からの被害報告に基づき、効果的と考えられる場所へわなを設置する。
 被害農家が自ら行うヌートリア、アナグマ、タヌキ、イタチ等の捕獲については、小型箱わなにより捕獲を行う。
 鳥類及びニホンザルについては、周辺地域への安全面を配慮し、花火等による追い払いを実施し、必要に応じて捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 イノシシ及びニホンジカの捕獲の際、効果的な捕獲活動を行うために所持させる。
 捕獲を実施する期間及び場所については、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び場所であること。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、アナグマ、ニホンジカ、ヌートリア、その他の獣類	個人設置 28,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等) 広域設置 10,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集団的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。	個人設置 28,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等) 広域設置 10,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集団的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。	個人設置 28,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等) 広域設置 10,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集団的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率

	<p>的な設置場所、管理方法の指導を行う。</p> <p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>	<p>的な設置場所、管理方法の指導を行う。</p> <p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>	<p>的な設置場所、管理方法の指導を行う。</p> <p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>
アナグマ、ニホンジカ、ヌートリア、その他の獣類	<p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>	<p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>	<p>柵に関する助成金申請時に、効果的な設置、管理方法を指導する。</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～10年度	全般	<p>松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、有害鳥獣の知識を深めてもらう。</p> <p>また、研修会を通じて、除草などの環境整備、放置果樹、野菜クズ、生ごみの除去等、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを指導し啓発を行う。</p> <p>イノシシ、ニホンジカの被害を減少するために、鳥獣被害防止総合対策交付金利用した放任果樹伐採による環境整備を検討する。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松江市	現地確認、情報収集、各機関と連絡調整、有害鳥獣関連の情報提供、注意喚起、被害調査、
松江警察署	住民の生命、身体安全確保、パトロール
島根県東部農林水産振興センター	現地確認、追い払い、捕獲等に関する助言、指導
松江市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、追い払い、防除、調査

(2) 緊急時の連絡体制

松江警察署	
↓	
松江市農林基盤整備課	→ 島根県東部農林水産振興センター → 松江市猟友会 → 松江市 各支所 (→地元住民) 教育総務課 生涯学習課 (→公民館) 子ども政策課 保育所幼稚園課 (→保育所、幼稚園) 学校教育課 (→ 小・中学校) 防災危機管理課 市民活動推進課 消防署指令課

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣は、環境に配慮し適切に埋設処理を行う事とするが、イノシシについて資源化できるものは解体処理施設へ搬入する。</p> <p>また、近年イノシシの捕獲数が増加、捕獲班の高齢化により、埋設処理の身体的負担が大きくなっているため、埋設に係る労力低減のための処理施設の整備を検討し、地元協議のうえで整備を行う。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>イノシシ加工処理施設において食肉化し販売する。 松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携して食用の販路拡大、PRの推進など有効利用方法を検討、実践し、地域資源としての活用を図る。また、豚熱感染確認区域において捕獲された野生イノシシをジビエ利用する際に必要なPCR検査費用に助成することで、安全性の確保を図る。 食肉にするには肉質、鮮度、止め刺し法、現場管理等が重要になるため、他の施設等の情報も参考にしながら課題解決を図る。</p>
ペットフード	<p>イノシシ加工処理施設において加工し販売する。 松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携して販路拡大、PRの推進など有効利用方法を検討、実践し、地域資源としての活用を図る。 加工するには肉質、鮮度、止め刺し法、現場管理等が重要になるため、他の施設等の情報も参考にしながら課題解決を図る。 過去の実績をふまえ、食肉・ペットフード等合わせて年間70頭程度の加工を目指す。</p>
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

<p>既存の処理加工施設において、過去の実績をふまえ、食肉・ペットフード等合わせて年間70頭程度の加工を目指す。 老朽化、故障等した設備については必要に応じて支援を行う。</p>

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

食肉加工に携わる担い手の確保に資する支援を行うとともに、ジビエ先進地の取組等を参考にして関係者の知識の向上を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松江市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
松江市	事務局として、協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
松江市猟友会	有害鳥獣の捕獲および鳥獣の専門知識、捕獲体制に関する助言を行う。
松江市農業委員会	被害状況の確認、各地区の意見集約を行う。
島根県農業協同組合	営農活動上の鳥獣被害対策について助言を行う。
島根県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供と助言を行う。
松江森林組合	営林活動上の鳥獣被害対策について助言を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣の専門知識に関する助言を行う。
八雲猪肉生産組合	鳥獣の食肉としての有効利用について助言と提言を行う。
鳥獣被害対策指導員	被害地に出向き、調査を行い、有効な対策を被害者等へ提案する。 地域ぐるみの対策を推進し、研修会等により知識・技術の周知を図る。 また、捕獲したイノシシについて、八雲猪肉生産組合と連携し、有効活用個体数の増加を目指す。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター	国、県の情報提供、アドバイザーとして助言、支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣捕獲員の中から松江市猟友会に推薦された者及び松江市職員で

構成する松江市鳥獣被害対策実施隊は、農作物及び市民の生命や財産等への被害防止を目的とした緊急出動、捕獲活動、捕獲技術の向上や育成、鳥獣被害防止施策の普及啓発活動を行い、被害防止対策について取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、集落営農組織や自治会等の研修会等を通じて啓発活動を行い、地域ぐるみでの取り組みを推進する。
また、リーフレット、チラシ等を用いた啓発活動により、誘因物の撤去や環境整備を進めることで、鳥獣被害防止を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物及び市民の生命や財産等に被害を及ぼす場合、県・警察等と情報共有を図り、効果的な捕獲と防除をめざす。
また、松江市猟友会等と連携し、鳥獣被害防止対策の担い手確保と人材育成に向けた研修会等を積極的に開催する。
被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 化等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。